

# 米國建築士法と建築士

(三)

書名 参考 A. I. A.

## 米國建築士會會の資格

全米に亘つて、建築従業者は總體で千人程居るが主概算、<sup>10</sup>二つの<sup>10</sup>法<sup>10</sup>は、登録建築士は既に老千人に達して居る。次に、士法不在の十州内には注册して居る建築士會の員が六百六十名と、同會の律員が三十六名居る。此外、同區域内には自称建築士と云つた種類の者は、正確の数はないが、老千四百人は必ず居ると推測せられる。すると合計老二千<sup>以上</sup>千人程の従業者が居ると筆者は思ふ。

如土の中で、建築士として八九十年の體験を有つてゐる。徳を重んじ、美を愛し、社會の信用向上に努めんとする人達が、約三千人集まり、AMERICAN INSTITUTE OF ARCHITECTS、(米國建築士會)と云ふ、極めて有力な一團體を組織して居る。

A. I. A. 會は六十年の歴史と

右の

会員と有12ある。本部は WASHINGTON, D. C., に在り。合衆国及び五十七 CHAPTERS 邦支部と設置12ある。会員の数に於ては、米國看護士會の醫學士會に一步譲るとも、其勢力に於ては斯會の<sup>と凌駕するもの</sup>に~~あるもの~~は~~ある~~まいと云ふ。

会員の種類は FELLOWS - 持待會員; MEMBER - 正員; ASSOCIATE MEMBER - 準員; JUNIOR MEMBER - 會員<sup>候補</sup>生; HONORARY MEMBER - 名譽會員; HONORARY CORRESPONDING MEMBER - 外國名譽會員の六種ある。

會員の定義は、譯字の如くである<sup>見</sup>と<sup>理解</sup>せしむる誤りあるまいと云ふ。唯集積に感<sup>見</sup>15れるのは持待會員の存在である。持待會員は F. A. I. A., と。正員は A. I. A., と耳の末尾に記す<sup>見</sup>た<sup>見</sup>とになつてあるが、其他の會員は A. I. A. 三<sup>見</sup>短字と記す<sup>見</sup>た<sup>見</sup>とは、如何なる場合にも禁<sup>見</sup>15<sup>見</sup>れ<sup>見</sup>である。伊<sup>見</sup>原<sup>見</sup>の場合<sup>見</sup>は<sup>見</sup>-----

A. I. A. 會の目的は、會の聲明する所によれば、合衆國に住居する<sup>見</sup>某<sup>見</sup>業<sup>見</sup>士<sup>見</sup>同<sup>見</sup>僚<sup>見</sup>が、大同の

下は圖説し、<sup>建築</sup>建築に關する審美的、<sup>経済的</sup>経済的、<sup>実務的</sup>実務的有能事の進展と考案せんか尤もに相協力し、又一面は、<sup>建築業務</sup>建築業務上之社會向上の實務に資する事と利益を增大せしめんかため尤と言ふる。會合は各方面を代表的人材、斯等の諸般を悉く總羅し之なる。彼等は支部會、通常會、年々の CONVENTION 即總會に於て、<sup>審議</sup>審議計議の上、彼等が活動の支調として之なる。彼等は多大の苦痛を拂ふ、従業者達の執務上不滿意の點を調和し之を去る。

可也。METHODS- OF THAT PRACTICE, 營業の才則を<sup>各</sup>定させ之なる。又斯等の尤も有益或は不利の事項と、とすれば、速かに之れを滅除の手法を措擧する事とに之つてなる。建築士は年々、より優良なる美術的建築と、より學術的なる、より有效なる SERVICE を社會に提供せんかためには、公衆に美術の<sup>理解</sup>理解力を<sup>傳</sup>傳、<sup>是</sup>是、同時は、<sup>建築</sup>建築士の SERVICE、即職務及職責<sup>に</sup>限<sup>る</sup>る建築士の明瞭なる理解を社會に<sup>傳</sup>傳

1 2 なる。又此のことは、建築子学生の教育訓練法をば、より健全なるもの、及び公衆の美観と藝術に對する智識<sup>識</sup>及<sup>法</sup>の<sup>法</sup>競賽<sup>法</sup>を主として増大せしめんがためと<sup>公表</sup>言へ<sup>る</sup>のである。

A. I. A. 会の西貢資格は可なり、の程度に當る。此の如く、日本内地の従業者達の想像するが如く、査証建築士は隨時に西貢たり得るものではない。先づ準備とあり、満五年を経過した上でなければならぬ。斯んな二会がある。大学卒業後八九十年月には西貢とある人は幸運者と言はれぬ。さうでない者は準備に三年または六年も七年も待たされたる類例が甚く多い。

その<sup>法</sup>に<sup>法</sup>何故に、大んばに安堵を喜し、人選を厳重にする<sup>法</sup>が<sup>法</sup>ち<sup>法</sup>る<sup>法</sup>か<sup>法</sup>といふと、爾來、大学出身の少壯建築士は、概して試験には及第するが、実務の<sup>法</sup>體驗<sup>法</sup>は<sup>法</sup>ZERO<sup>法</sup>に近いのである。故に、同業して三四年間に、自覚獨立は不可能となり、<sup>止むなく</sup>斯<sup>法</sup>戸<sup>法</sup>を<sup>法</sup>閉<sup>法</sup>鎖<sup>法</sup>する者<sup>法</sup>少<sup>法</sup>くない。可

いご建築の或者は DRAUGHTMAN 製図者とあるが。  
 請負師の<sup>に肩はれる</sup>字句に降るか。或は建林製造会社の  
 SALES-MAN-注文取扱にたると。又甚たしいと  
 程のに至つては職業替すいする者ゝ数しは多い。

A.I.A. 会では、致種<sup>の</sup>未成<sup>の</sup>建築士は、<sup>西</sup>表<sup>の</sup>以<sup>種</sup>の<sup>建</sup>業<sup>士</sup>との<sup>区</sup>に  
 区にあつて其のたくなかつた。それ故に、<sup>事</sup>務<sup>所</sup>経<sup>営</sup>者<sup>と</sup>なれば五十年以上経過し、<sup>社</sup>人<sup>格</sup>と  
 資格とを立証し得るもの。DRAUGHTMAN ならば  
 十回五年を建築し、資格を受け、人格と資格と  
 を立証し得るもの。兩者折此にこれに “衣  
 履足り、<sup>やうな</sup>二<sup>の</sup>禮<sup>節</sup>を<sup>知</sup>る、” と云ふ<sup>人</sup>格<sup>と</sup>人<sup>格</sup>と。徳<sup>義</sup>規<sup>規</sup>  
<sup>術</sup>を<sup>習</sup>得<sup>する</sup>ものとの西<sup>の</sup>区<sup>に</sup>観<sup>望</sup>するの<sup>と</sup>也<sup>と</sup>。  
<sup>表</sup>現<sup>し</sup>て<sup>は</sup>る。  
 先<sup>の</sup>業<sup>が</sup>耳<sup>が</sup>一<sup>と</sup>と<sup>は</sup>大。

今茲に A.I.A. 規定第 203 号。本国建築士学  
 会支部準負資格に關する要項及加入會の書式  
 の譯文を掲載し、諸君の参考に供し、大いと念  
 ふ。

概要

準負の志願者は各都府内に居住する建築士

にいて事務所を經營する者、大學又は專  
門學校建築科の教職に在る者、又は ARCHI-  
TECTURAL DRAUGHTMAN、建築製圖者たるべ  
き也と。

志願者は個人的社會の位置と下述の専門  
的學識を有する事の立證を提出するを  
要す。

志願者は準員として五年を連續の希望を  
表示するを要し、可して五年後に正員  
たり得る資格を持つべき也と。

### 入會者の種類及び 専門的技能の立證

總て A. I. A. 支會準員入會者を分ちて二種  
とす。此區別は支會の會員となりたる上  
は所等の差別的意味を有するものに在り  
す。準に履歴参照及び報先の便宜を圖  
ふがために外ならず。

### A 級

下記の學識を卒業したる者、又は下述の

SCHOLARSHIP - 奨学金獲得者 1212. A.I.A.  
 倉の百頁となり得る願望を表現し尤も者  
 は本級に該当するものと見做す。然し尤  
 も、斯る機会に必要なる個人的社会の  
 位置を指し示すて条件を提供せざるべ  
 きす。

- COLUMBIA 大学, HARVARD 大学,
- PENNSYLVANIA 大学, PENN 州立大学,
- CORNELL 大学, CALIFORNIA 大学,
- ILLINOIS 大学, WASHINGTON 大学,
- SYRACUSE 大学, OHIO 州立大学,
- OREGON 大学, MINNESOTA 大学,
- WASHINGTON 州立大学, TEXAS 大学,
- GEORGIA 工学校,
- MASSACHUSETTE INSTITUTE OF TECHNOLOGY,
- CARNEGIE INSTITUTE OF TECHNOLOGY,
- ALABAMA POLYTECHNIC INSTITUTE,

優等設計<sup>者1212</sup>甚能の如く下記の招待奨学金獲得者。  
 米國 ACADEMY AT ROME の 奨学金。

COLUMBIA 大学の奨学金

CORNELL 大学の奨学金

WASHINGTON 大学の奨学金

PENNSYLVANIA ACADEMY OF FINE-

ARTS の奨学金

Mc KIM 奨学金

STEWARTSON 奨学金

PARIS PRIZE - 巴黎美術賞金

此外、英国皇立建築学会入会試験に及第せ  
る者。

ECOLE DES BEAUX ARTS (巴黎) <sup>美術学校</sup> の一年級  
の試験に及第したる者。

"B 級"

建築事務所経営者又は DRAUGHTSMAN 建築  
製図者にして、専業ある人種と専門的技能  
具備する者と云ふ。"A 級"に競合せざる者と  
以てし。斯る志願者は、有様證明書の提出。  
自己設計の既成工事の施工程度或は写真  
を提供するを要す。此種の條件は、五年



百準頁右の後百頁資扱ちるホとと夫ルに  
 よつて推測を心得るもの。又は漏望ある  
 を括し示す物件なすばるべからず。  
 入厩産は規定標準紙を用ひ。字厩が指定  
 の如し。正副=通明確に認むべし。副書  
 は。倉頁と12入厩を許されたる上。支  
 部の幹事より本部の幹事に送附するも  
 とす。

標準書式

米国建築士學會支部入厩産。

.....年.....月.....日

米国建築士<sup>學</sup>會.....支部幹事殿

.....州.....市

私事程度.....級に該当する者、貴會.....  
 .....支部に準頁と12入厩いたしたく存  
 ますか、<sup>の</sup>と<sup>で</sup>契限済産致します。

下記の陳述は正確でございます。

可右.....

住所.....

生地 誕生日 .....

卒業せる校名 .....

(卒業証提供)

建築科持待奨学金<sup>給</sup>受給者たるは .....

..... (時. 所. 何たるを明記せよ.)

英国皇立建築学会の<sup>試</sup>入会試験又は ECOLE

DES BEAUX ARTS 巴黎美術学院一年級の

試験に合格せる者 .....

..... (時. 事実を明する旨提供せよ)

事務所経管者たるは .....

(附送)

従業の年数 .....

DRAUGHTMAN 設計製図者たるは 雇主の氏

名 .....

(雇はれたる年数)

学校と事務所訓練 .....

.....  
私<sup>は</sup>業費会及び私が入会せんとする支部の  
会則. 館則. 建築務業に用する書先書. 徳義規典  
は注意を払ふべしと讀查しませぬ。而して私が  
貴会支部準則に推定されたる時は. 如土の  
規定は光榮的に扶持するべしと互に約す

す。

尚ホ、私は貴会支部の準員に推選せしめ  
 たる日より起算し五ヶ年毎には、時の会則  
 に準據し、A. I. A. 正員に志死するものとせ  
 します。而して私は其時、何等かの理  
 由の下に、正員にあり得ざる場合は、私が  
 貴会支部及びA. I. A. の準員たる<sup>總</sup>此の關係  
 は断絶するとは合意的に理解し居ます。

殊外には私と得心し居る事は、私と貴  
 会支部の準員とあり、續いて学会の正員と  
 ありたる上は、自己の都合と退会したる時  
 又は、何時たりと支部或学会より退会を  
 命ぜらるる場合は、私の會員權は終止す  
 ると共に、正員とありたるために既得したる  
 各種の權利或は條件は總て放棄せねばなら  
 ぬとあります。

志死者第何番.....

登録建築士なるは其番号.....

終に第何番にたる我々の正員.....支部属は

前記の叙述<sup>實</sup>績を調査いたし正確なるものと認め  
 ます。若死者は個人般者との範囲に於て、  
 彼の技能と実績とは、査支部の準より得  
 る資料と互換するものと見做し茲に<sup>建</sup>署に  
 付します。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....